

2 緊急のとき

2.1 盗難・暴力にあったら ⇒ 電話110

警察が電話にできます。警察に次のことを伝えてください。

- ①何があったのか
- ②いつ
- ③どこで

交番に助けを求めることもできます。

交番は地域のパトロール、迷子の保護、落とし物の処理などもしています。



2.2 交通事故が起きたら ⇒ 電話110

警察が電話にできます。警察に次のことを伝えてください。

- ①事故です
- ②事故が起こった住所と目印
- ③けが人の数（性別、年齢、けがの程度）
- ④事故の状況



[そのほかにすること]

- ①けが人に応急手当をしてください。
- ②つづいて事故が起きそうなときは、けが人を安全な場所に動かしてください。
けが人の頭に傷があるときは、救急車が来るまで動かさないでください。
- ③二重事故を防ぐため、発炎筒や三角表示板を使ってください。
- ④契約している任意保険会社に電話してください。

事故の相手について次のことを確認しておきます。

・車のナンバー ・運転免許証 ・住所 ・氏名 ・電話番号

※電話をするときは、携帯電話のGPS機能をONにして、警察に自分の所在地が分かるようにしてください。
また、日本語が分からないときは、電話を近くの日本人にかわってください。

※2種類の自動車保険

- ①自動車損害賠償責任保険：車を持つ人は、必ず加入してください。
- ②任意保険：自由に契約できます。契約金額によって、いろいろな補償があります。

交通事故相談所については、[県のWebサイト（交通事故相談所のご案内（中央・鹿行・県南・県西）](#)
(外部リンク)を参照してください。相談料金0円で、予約が必要です。

2.3 火事が起きたら ⇒ 電話119

消防署が電話にでます。消防署に次のことを伝えてください。

日本語を話すことができなくても、19の言語に対応した通訳コールセンターのオペレーターにつながります。

- ①火事です
- ②火事の場所と目印
- ③何が燃えているか
- ④逃げ遅れた人がいるか

【そのほかにすること】

- ①煙が出ているときは、濡れたタオルで口をふさぎ、姿勢を低くして逃げます。
- ②大きな声で「火事だ」と近所の人に知らせます。



2.4 急病・大けがのときには ⇒ 電話119

消防署が電話にでます。消防署に次のことを伝えてください。

日本語を話すことができなくても、19の言語に対応した通訳コールセンターのオペレーターにつながります。

- ①救急です
- ②救急車が向かう住所と目印
- ③病人やけが人の数と年齢、性別
- ④病人やけが人の状況(話すことができるか、意識はあるか、歩けるかなど)



2.5 土日祝日や夜間に病気になったら

土日祝日や夜間に、応急処置を受けることができる診療所があります。
診察を受けるときには、健康保険証と診察代金が必要です。

■ひたちなか市休日夜間診療所

ひたちなか市石川町20-32 電話 029-274-3240

休日【日曜日・祝日・12月31日～1月3日】

内科・外科・小児科 (9:00～11:30、13:00～15:30)

夜間【土曜日・日曜日・祝日】

内科・外科・小児科 (19:00～21:30)



■「茨城子ども救急電話相談」

相談日時 24時間365日対応 電話 #8000 または 050-5445-2856

■「茨城おとな救急電話相談」

相談日時 24時間365日対応 電話 #7119 または 050-5445-2856

■「茨城県救急医療情報システム」

家に近い病院、休日に診察してくれる病院、外国語が話せる医者がある病院を調べるときは、茨城県救急医療情報システムを使ってください。[検索Webサイト \(Search for a doctor\)](#) (外部リンク) を参照してください。